

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月31日現在

機関番号：17401

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730008

研究課題名（和文）起訴陪審成立についての教会法的考察

研究課題名（英文）The Birth of the Jury of Presentment and the Canonical Procedure in England

研究代表者

苑田 亜矢（SONODA AYA）

熊本大学・法学部・准教授

研究者番号：80325539

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、コモン・ローの刑事訴訟手続の中心的特徴である陪審の一類型で、刑事事件につき正式起訴の決定にあたる大陪審の起源である起訴陪審が、12世紀のイングランドで成立した原因を、当時の教会法および教会裁判手続の観点から解明することにある。本研究においては、起訴陪審を成立せしめた1166年のクラレンドン法と、起訴陪審成立の原因を究明するための鍵の一つとされている1164年のクラレンドン法第6条の内容を分析するとともに、12世紀のイングランドの国王裁判所と教会裁判所で用いられていたそれぞれの訴訟手続の実態を、裁判実務関連史料に基づいて考察した。その結果、以下の諸点を明らかにすることができた。第一に、当時の教会裁判所において、糾問手続が、別の型の手続と並んで用いられていた可能性があること、第二に、12世紀に権限を拡大しつつあった大助祭は、教会裁判官として、糾問手続を用いた裁判を行っていたとみられること、第三に、当時のイングランドにおいて、大助祭の権利濫用が批判されていたこと、第四に、以上のことが、国王裁判所における起訴陪審成立に関連があると考えられうること、以上の四点である。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to make clear the reason why the jury of presentment was born in England in the later twelfth century. By analyzing the Assize of Clarendon of 1166 and c. 6 of the Constitutions of Clarendon of 1164, and investigating the procedure of the royal courts and the ecclesiastical courts from a practical point of view, I have obtained the following results. Firstly, the inquisitorial procedure has been used alongside other procedures in the ecclesiastical courts in the twelfth century. Secondly, in the ecclesiastical courts, the archdeacon played both parts of a prosecutor and a judge at the same time in the inquisitorial proceeding. Thirdly, at that time there were many complaints that the archdeacons abused their authority. Fourthly, these situations seem to have made King Henry II issue c. 6 of the Constitutions of Clarendon, which is only one step to the Assize of Clarendon by which Henry II introduced the jury of presentment into the royal courts.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：基礎法学、西洋法制史、コモン・ロー、カノン法、陪審

1. 研究開始当初の背景

(1) 国内・国外の研究動向及び位置づけ

アメリカ合衆国において、今日も機能し続ける大陪審の直接の起源は、12世紀のイングランドにおいて、クラレンドン法 (Assize of Clarendon, 1166年) によって成立した起訴陪審にある。

刑事事件について正式起訴の決定にあたる起訴陪審は、刑事事件について有罪無罪の評決を下す審理陪審 (今日の英米における小陪審) に先行して、イングランドの国王裁判所に成立したもので、その成立の原因については、これまで、主として国外のイングランド法史研究者 (コモン・ロー研究者) によって、様々な観点から議論されてきた。

当初は、12世紀から時代を遡って起訴陪審の起源を探求する観点から、フランク時代やアングロ・サクソン時代の裁判制度が注目された。しかしそれらの説には、何より、なぜ12世紀にイングランドにおいて起訴陪審が成立したのかの説明が欠けていた。そこで、起訴陪審成立の原因についての研究は、12世紀のイングランドの法的・制度的条件を探求するという観点からの考察に移っていった。

その観点からの最初の研究は、12世紀に登場する職権的訴追主義に注目したものだった。

た。すなわち、アングロ・サクソン時代の被害者訴追主義から変化して、12世紀には、被害者による訴追を待たずとも、王国の平和維持が可能となるべく、職権による訴追ができるよう、起訴陪審が国王裁判手続の中に登場したのではないかという説が、提示されたわけである。

さらにこの観点からの研究は、成立期コモン・ローに対する教会法の影響についての研究の高まりとも相まって、コモン・ローの特徴である起訴陪審の成立にも、12世紀の教会法や教会裁判手続の影響があったのではないかとする見方からアプローチされるようになった。この研究には、コモン・ロー研究者である R.C. ヴァン・カーネヘムが本格的に着手し、そこでは、高位聖職者が職権に基づいて訴追をおこなう糾問手続の教会裁判所への導入が、国王裁判手続に影響を与えたとの指摘がなされた。またその後には、教会法研究者による取り組みが見られるようになり、R.H. ヘルムホルツが、起訴陪審を用いた国王裁判手続と教会裁判手続との類似性を指摘した (R.H. Helmholz, 'The Early History of the Grand Jury and the Canon Law', *The University of Chicago Law Review*, 50, 1983)。しかし、教皇インノケ

ンティウス3世によって第4回ラテラノ公会議(1215年)で一般化されたといわれている糾問手続が、実際、具体的に、イングランドの教会裁判実務の中で、13世紀より前のいつ頃から、どの程度用いられるようになっていたのだろうか。また、教会裁判手続は、国王裁判手続と、いつ頃から、どの程度、どの点で類似していたのだろうか。検討の余地のある問題が、なお残されているように思われる。これらの課題に答えることが、なぜ起訴陪審は12世紀のイングランドで成立したのかを解明することにも繋がると考えられる。

(2) これまでの研究成果を踏まえ着想に至った経緯

研究代表者は、これまで一貫して、成立期コモン・ローに対する教会法の影響に関心を抱き続けており、過去には、「ベケット論争の再検討-書翰の分析を通して-」(平成15年度～平成17年度 科学研究費補助金 基盤研究(C) 課題番号 15530012)および「イングランドにおける重罪聖職者をめぐる裁判実務と法理の形成」(平成13年度～平成14年度 科学研究費補助金 奨励研究(A) 課題番号 13720006)に取り組む中で、教会権力と国王権力との争いがコモン・ローの形成に果たした役割について考察してきた。さらに、「アングロ・ノルマン教会法学の形成と展開」(平成19年度～平成21年度 科学研究費補助金 基盤研究(C) 課題番号 19530009)において、アングロ・ノルマン教会法学の形成と展開について明らかにすることにより、アングロ・ノルマン教会法学と成立期コモン・ローの相互関係を解明することに取り組み、アングロ・ノルマン教会法学の法理とコモン・ローの法理との間に相互関係があることを指摘した。以上のような研究に取り組む過程で、研究代表者は、国王裁判手続や教会裁判手続にも検討を加える機会があったが、その際に、起訴陪審成立の原因として言及される12世紀の教

会裁判手続の実態的解明が、ほとんど進んでいないという事実と直面した。これが、12世紀の教会裁判手続、さらにはそれと起訴陪審成立の関係の解明の必要性を強く感じた経緯である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、コモン・ローの刑事訴訟手続の中心的特徴である陪審の一類型で、刑事事件につき正式起訴の決定にあたる大陪審の起源である起訴陪審が、12世紀のイングランドにおいて成立した原因を、当時の教会法および教会裁判手続の観点から解明することにある。

3. 研究の方法

(1) 平成22年度

まず、[1]F.W. メイトランド、N.D. ハーナード、R.C. ヴァン・カーネヘム、そしてR.H. ヘルムホルツ等の研究を中心に研究史の整理をおこない、論点を明確化した。

それとともに、[2]12世紀の教会裁判関係史料と教会法学文献を用いて教会裁判手続を具体的に再現することを試みた。この試みのためには、具体的に、以下の二種類の史料を用いた。

第一は、*ordo judiciorum* と呼ばれる訴訟手続を述べた作品群である。この種の作品は、イングランドにおいても、ヨーロッパの他の地域におけるのと同様に、12世紀から書かれていることが指摘されており(例えば、J.E. Sayer, *Papal Judges Delegate in the Province of Canterbury 1198-1254*, 1971, pp. 44-54; R.H. Helmholz, *The Spirit of Classical Canon Law*, 1996, pp. 26-28)、刊本化されていない多くの作品を含め、それらを検討した。刊本化されていない写本は、ロンドンの英国図書館、ランベス宮殿図書館、ケムブリッジ大学図書館、オクスフォード大学ボドリアン図書館、ダラム大聖堂附属図書館等に保管されており、保管されている写本

をイギリスに出張して調査・閲覧し、可能な範囲で CD-ROM やコピー等の形で入手し、内容分析をおこなった。その際、写本の残存状況の調査に基づき、12 世紀における用途や流布（利用）状況にも検討を加え、現実の教会裁判手続を再現しようと試みた。

第二は、司教や修道院長等の高位聖職者によって発給された判決確認文書や書翰（裁判助言書等）といった史料である。これらの史料を検討するためには、12 世紀の教会裁判所では訴訟記録を残す仕組みがなかったため、当時の修道院等の年代記やカーチュラリー等の中に散らばった判決確認文書等を拾い集めて分析する作業の積み重ねが不可欠であり、このような作業に、英国アカデミーから 1980 年以降現在も継続的に刊行されている *Episcopal Acta* シリーズを活用ながら、取り組んだ。

なお、これらの教会裁判関係史料と教会法文学文献の検討には、イングランド中世法および教会法についての知見が不可欠であるが、研究代表者の所属機関ではこの分野の所蔵図書が十分ではないため、この状況を補うべく、国内の他大学に所蔵されている文献について、調査、閲覧、複写をおこなった。また、新たに購入可能な文献については購入し、研究代表者の所属機関に設置した。

（2）平成 23 年度以降

平成 23 年度以降は、前年度の計画のうち、終了させることが出来なかった部分について、継続して取り組むとともに、[3] 起訴陪審の成立を、クラレンドン法という「法令」上だけでなく、国王裁判実務に即して明らかにすることにも取りかかった。

[3] の遂行については、国王裁判所の場合も、散在する国王裁判所の訴訟記録を様々な史料の中から拾い集め、内容分析をおこなった。それと同時に、1189 年頃に成立した『イ

ングランド王国の法と慣習についての論考』という国王裁判所の実務（コモン・ロー）について述べた作品の検討もおこなった。また、1166 年のクラレンドン法が発せられる前後の時期の国王の「法令」についても検討した。

以上のように、教会裁判手続と、起訴陪審を用いた国王裁判手続とを、実務に即して明らかにした上で、最後に、平成 24 年度には、教会裁判手続と国王裁判手続とを比較検討することにより、[4] 起訴陪審が 12 世紀のイングランドで成立した原因を、教会法および教会裁判手続の観点から解明することに取り組んだ。

また、この間、西欧中世史研究会において口頭発表をする機会を得、国内のイングランド（法）史研究者や教会（法）史研究者から助言等を得た。

4. 研究成果

起訴陪審を成立せしめた 1166 年のクラレンドン法と、起訴陪審成立の原因を究明するための鍵の一つとされている 1164 年のクラレンドン法第 6 条の内容を分析するとともに、12 世紀のイングランドの国王裁判所と教会裁判所で用いられていたそれぞれの訴訟手続の実態を、裁判実務関連史料—法書、訴訟手続書 (*ordo iudiciorum*)、教令、公会議決議、年代記、判決確認文書、権利証書、書翰等—に基づいて考察した結果、以下の四点が明らかになった。

第一に、当時の教会裁判所において、糾問手続が、別の型の手続と並んで用いられていた可能性があること、第二に、12 世紀に権限を拡大しつつあった大助祭は、教会裁判官として、糾問手続を用いた裁判を行っていたとみられること、第三に、当時のイングランドにおいて、大助祭の権利濫用が批判されていたこと、第四に、以上の

ことが、国王裁判所 における起訴陪審成立に関連があると考えられること、以上の四点である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計 1 件)

① 苑田 亜矢 「イングランドにおける起訴陪審成立と教会糾問手続」(西欧中世史研究会、2011 年 8 月 27 日、九州大学)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

苑田 亜矢 (SONODA AYA)
熊本大学・法学部・准教授
研究者番号：80325539